

輸送の安全に関する情報の公表について

ニセコバスは安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指し、PDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

01. 輸送の安全に関する基本的な方針
02. 令和5年度 輸送の安全に関する目標と達成状況
02. 令和6年度 輸送の安全に関する目標
03. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
04. 輸送安全管理規程
05. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
06. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制
07. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
08. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
09. 安全統括管理者に関する情報
10. 事業用自動車の運転者に関する情報
11. 運行管理者に関する情報
12. 整備管理者に関する情報
13. 事業用自動車に関する情報（貸切登録車両）

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定し、「安全最優先」の理念のもと、「より安全・安心なバスを目指して」日々改善を繰り返し、安全輸送の向上に取り組んでいます。

平成27年度より【安全方針】に「人命尊重」の文言も新たに加え、「尊い人命を守り抜く」という姿勢をより一層明確化し、業務を遂行しております。

【安全方針】 ニセコバス株式会社

人命尊重・安全最優先

“より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - 車外人身事故を無くすため、右左折時は一旦停止による安全確認を徹底します。
 - 車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らすため、お客様への声かけ等を徹底します。

令和3年6月21日

代表取締役社長 **伊藤 正道**

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は「輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分である」との考えのもと社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し不断に見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

令和5年度 輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 踏切事故ゼロを継続
3. 飲酒運転ゼロ
4. 危険ドラッグ等 薬物使用による運行絶無

令和5年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 0件
非責事故件数 0件
2. 有責事故 事故件数 2件以下
3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

重点取組み実施項目

- 構内後退時の事故を減らす

令和5年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故 有責事故件数 ゼロを継続 非責事故件数 ゼロを継続	目標の人身事故件数については達成しましたが、有責事故2件以下に対して達成することができませんでした。
2. 有責事故 事故件数 2件以下	
3. 踏切事故ゼロを継続	ゼロを継続し目標を達成しました。

令和6年度 輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 踏切事故ゼロを継続
3. 飲酒運転ゼロ
4. 危険ドラッグ等 薬物使用による運行絶無

令和6年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 0件
非責事故件数 0件
2. 有責事故 事故件数 5件以下
3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度、国土交通省へ報告した事故件数は5件でした。その内訳は以下の通りです。

項 目	件 数
1. 第2条第1号（転覆・転落・火災・踏切）	0 件
2. 第2条第2号（10台以上の衝突・接触）	0 件
3. 第2条第3号（死者・重傷者）	0 件
4. 第2条第4号（十人以上の負傷者）	0 件
5. 第2条第7号（操縦装置・扉の開閉不適切）	0 件
6. 第2条第9号（疾病による運行中止）	0 件
7. 第2条第11号（車両故障）	5 件
8. 第2条第15号（特別な報告）	0 件
※第2条第5～6号、8号、10号、12～14号	0 件

4. 輸送安全管理規程

別紙のとおり国土交通省に届出しています。

別紙 (1)

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた主な措置（令和5年度）

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全統括管理者より安全最優先の意識を高めるとともに、安全方針を毎日乗務前点呼で復唱する等、輸送の安全性の向上を図っております。

(2) 安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの全車導入により詳細な映像データを収集して、事故防止教育の充実に役立てております。また、平成25年9月より、遠隔地における点呼執行時のアルコール検査の際にiPadを利用したネット通話を併用し、画面により乗務員本人が検査を行っていることが確認できる状態で実施しております。

(3) 情報の共有

事故情報のみではなく、事件情報や車両故障情報、苦情等についても各営業所に配付して情報の共有を図ることにより、安全意識の高揚を図りました。

(4) 添乗指導・街頭指導

管理者が毎月バスに乗車して安全運転指導を実施しているとともに、交差点や一時停止箇所等の街頭に立ち安全運転と法令遵守が適切に実施されているかどうかを確認しました。

(5) 健康管理の充実

年2回、定期健康診断を実施しているとともに、有所見者は速やかに再検査を実施し、結果に基づく指導を徹底しました。また、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査に加えて令和4年度より脳健診を新たに実施し、脳疾患の有無について把握するよう努めています。

(6) 運転適性診断による指導体制の強化

運転適性診断の受診を平成26年度より3年に1回から2年に1回に変更し、これまで以上にこまめな充実した指導体制の強化に努めました。

(7) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度の更新申請を行い、令和5年12月に安全性に対する取組状況が優れている事業者として、最高の三ツ星を更新しております。

(8) 運輸安全マネジメント評価（北海道運輸局）（直近8年間）

令和5年9月5日～7日に、北海道運輸局より運輸安全マネジメント評価の実施を受け、評価及び助言を頂きました。

(9) 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況（直近5年間）

自動車事故対策機構主催のセミナーを受講しております。

輸送の安全のために講じようとする主な措置（令和6年度予定）

令和5年度の実施を継続するとともに、以下の取組を予定しております。

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針や事故防止目標等を全社員に浸透するよう、指導教育を徹底し輸送の安全性の向上を図ります。

(2) 最重点取組み実施2項目の再徹底と重点実施項目の設定

人命を輸送している企業としてのあるべき姿をより一層明確にするため、平成27年より【安全方針】に「人命尊重」の文言を新たに加えました。人身事故根絶のため、平成25年度から取り組んでおります。

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

最重点取組み実施2項目については、お客様や地域の皆様の人命を守り抜くという固い決意を全社員が一丸となって取り組んで参ります。

また、既に全車に導入しているドライブレコーダーを活用して、事故防止及びサービス向上等の教育の充実に取り組んで参ります。

(4) 教育・研修の充実

災害や事故発生等を想定した訓練を実施するとともに、乗務員には具体的な実地研修を多く実施することにより、効果的に安全意識の向上を図ります。

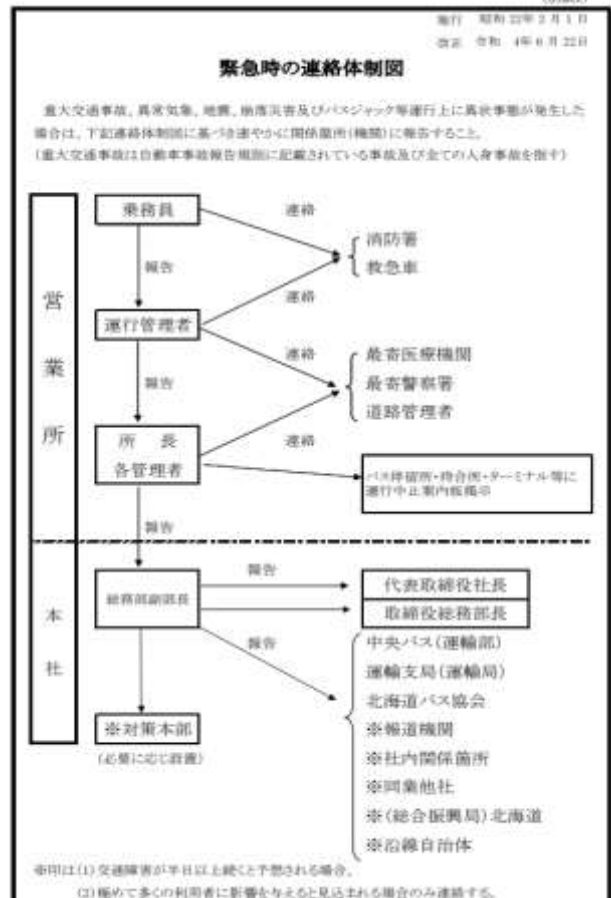
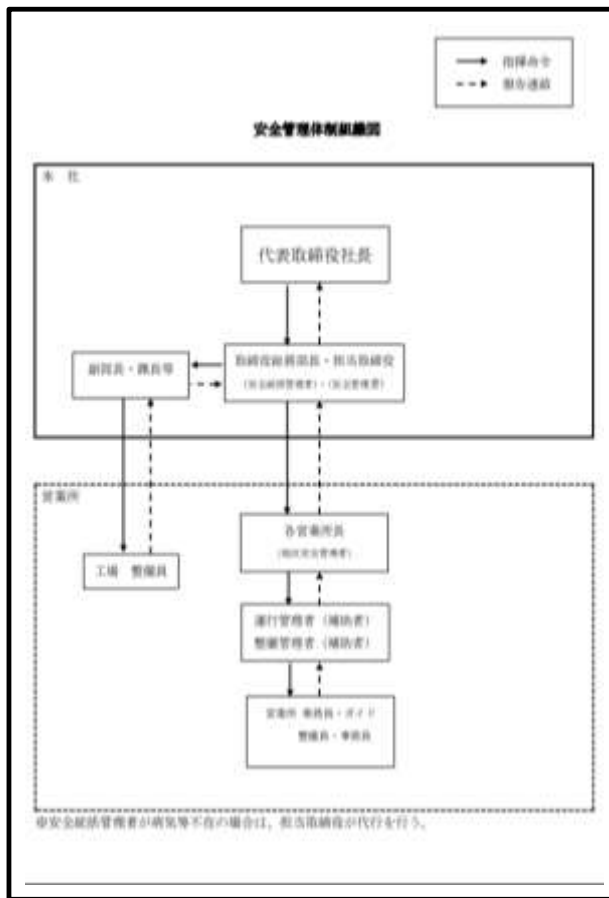
(5) 情報の共有

ヒヤリハットや事故情報、車両故障情報等を継続的に各営業所に配付して共有することにより、安全意識の高揚を図ります。

(6) 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その対策に伴う法改正に合わせて順次実施・対応しております。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4	春の事故防止・サービス向上強化運動 (4/6~25)	箇所長会議 (4/27)	
	最重点取組2項目添乗調査強化期間① (4/6~25)	春の集合指導教育 (4/12~14)	
	乗務員無事故表彰 (4/6)	春期営業所常会	
	安全統括管理者営業所巡回 (4/12~14)		
5	セーフティーコール (5/11)	【ニセコ】 実地訓練：車内人身防止、車椅子教習 (5/23~25)	春の全国交通安全運動 (5/11~20)
6	厳正点呼強化月間 (5/21~6/20)	箇所長会議 (6/6)	シートベルト着用強化月間
	厳正点呼強化営業所巡回 (5/29, 6/19)	箇所長会議 (6/28)	運行管理者一般講習 (6/11, 29)
		【ニセコ】 実地訓練：バスジャック (6/2)	
7	車内事故キャンペーン (7/1~31)	箇所長会議 (7/21)	夏の交通安全運動 (7/13~22)
	最重点取組2項目添乗調査強化期間② (7/1~31)	【岩内】 火災訓練・高齢者疑似体験・非常事態発生時体制他 (7/24~27, 31)	
8	携帯電話の管理徹底の指導強化月間	箇所長会議 (8/29)	運行管理者一般講習 (8/10)
	テロ対策の徹底月間	【ニセコ】 危険の予測及び回避並びに緊急時対応 (8/23~25, 31)	
	自転車並走実証実験参加 (8/9)	【岩内】 車外・車内人身事故防止 (8/3~8/11)	
9	交差点事故防止強化月間 (9/1~9/30)	箇所長会議 (9/21)	秋の全国交通安全運動 (9/21~30)
	セーフティーコール (9/21)	【ニセコ】 の構造上の特性・後退時の事故防止・自転車追走体験 (9/11, 13, 15, 21)	飲酒運転防止週間 (9/21~30)
	【岩内】 バスの乗り方教室 (小学生対象) (9/20)	【小樽】 安全走行の確保・点検整備・シートベルト着用 (9/18~22, 24)	
10	【岩内】 バスの乗り方教室 (高齢者対象) (10/19)	箇所長会議 (10/24)	
		秋期営業所常会	
11	大型車の車輪脱落防止に係る緊急対策の実施 (月間)	秋の集合指導教育 (11/20~22)	冬の交通安全運動 (11/13~22)
	安全統括管理者営業所巡回 (11/20~22)	【ニセコ】 冬期間の危険・注意箇所の対処方法 (11/13~15, 20~22, 28)	
		【小樽】 実地訓練：車両感覚訓練 (11/20, 21)	
12	冬の事故防止・サービス向上強化運動 (12/10~1/10)	箇所長会議 (12/4)	年末年始安全総点検 (12/10~1/10)
	最重点取組2項目添乗調査強化期間③ (12/10~1/10)	箇所長会議 (12/20)	
	グループ輸送安全管理委員会 (12/25)	【岩内】 乗降時の安全の確保 (12/6, 7, 12, 13, 15, 18, 19)	
1	輸送の安全に関する内部監査 (1/31)	箇所長会議 (1/19)	
2	輸送の安全に関する内部監査 (2/1, 3)	箇所長会議 (2/26)	
3	グループ輸送安全事務局会議 (3/14)	箇所長会議 (3/19)	
	グループ輸送安全管理委員会 (3/28)		
	輸送安全管理委員会 (3/29)		

○初任乗務員に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導

(基本的な流れ)

実施日程	約45日間 (約250時間)
ルート	基本操作は営業所構内や周辺道路 実践的な共有は担当する路線の実際の経路や貸切での運行頻度が高い経路
車種区分	実際に運行する各種車両 大型一般・中型一般・SHD、HD、MD
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ●基本操作 (習得度確認) ・発進停止、右左折、駐車、ドア操作、ワンマン機器操作等一連の基本操作を教習し、運転技術習得度を把握 ※基本操作習得度に不安がある場合は中央バス自動車学校での安全講習を受講 (10~20日間、約50~100時間) ●路上訓練 ・実際の運行経路を様々な時間帯で走行し、それぞれの時間帯での危険箇所等を経験、習得 ●実車訓練 ・実際に実車を運行し、車内安全や接客等を経験、習得
指導員指導歴	乗務員としての経験年数や社歴が長く、他の模範となる班長職を教習指導員に指定している。

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和6年1・2月に北海道中央バス内部監査室による内部監査を実施いたしました。
監査内容については、「人命尊重・安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

9. 安全統括管理者に関する情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

選任年月日	令和4年6月22日	取締役総務部長	あらい 荒井	ゆきひと 征人
-------	-----------	---------	-----------	------------

10. 事業用自動車の運転者に関する情報 令和6年4月1日現在

- ①正規雇用の運転者の人数：41名
- ②正規雇用以外の運転者の人数：6名
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数：全運転者加入
- ④平均勤続年数：7年3ヶ月
- ⑤平均給与月額の水準：A（北海道の営業用バス正規雇用運転者の平均給与月額と比較）

11. 運行管理者に関する情報（貸切対応 3営業所） 令和6年4月1日現在

- ①運行管理者の人数：9名 ②運行管理補助者の人数：6名
上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①運行管理者のうち、兼職人数 0名 ②運行管理補助者のうち、兼職人数 6名

12. 整備管理者に関する情報（貸切対応 3営業所） 令和6年4月1日現在

- ①整備管理者の人数：7名 ②整備管理補助者の人数：10名
上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①整備管理者のうち、兼職人数 5名 ②整備管理補助者のうち、兼職人数 10名

13. 事業用自動車に関する情報（貸切登録車両） 令和6年4月1日現在

- (1) 貸切保有車両数 計26両 ①大型20両 ②中型5両 ③小型1両
- (2) 車齢 ①大型 最新：6年 最古：24年 平均：16年6か月
②中型 最新：14年 最古：21年 平均：16年9か月
③小型 最新：21年 最古：21年 平均：21年9ヶ月 (1台のみ)
- (3) H29.12.1施行基準のドライブレコーダーの搭載台数
①大型20両 ②中型5両 ③小型1両
- (4) デジタル式運行記録計搭載車両台数
①大型19両 ②中型5両 ③小型1両
- (5) A S V搭載車両台数 ①大型3両
- (6) 主な運行の様態 観光輸送（昼間・夜間）、学校・企業等送迎
- (7) 任意保険の加入状況 対人保険：無制限 対物保険：500万円